

平成24年度 事務事業評価シート（平成23年度実績分）

事務事業名	高知市成年後見センター運営事業費補助金		部課コード	1209	予算事業科目	010301040280	事	単	区分	継続
所管部署	担当部局	健康福祉部	部長名(2次評価者)	舩田 郁男		個別事務	全部	010301040280	-	
	担当部署	高齢者支援課	所属長名(1次評価者)	松岡 保彦						
	電話番号	088-823-9441	E-mail	kc-120900@city.kochi.lg.jp						

1 事業の位置付け

予算科目(平成24年度)	高知市総合計画・実施計画施策体系での位置付け									
会計	01 一般会計	大綱	02 安心の環	政策基本方針	わが国では、高齢者人口の増加と平均寿命の伸びが進むとともに、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により、寝たきりや認知症等の介護を必要とする人々が増加しており大きな社会問題となっています。また、家族や地域の人間関係のつながりが希薄になってきた中で、高齢者の孤立化と、それに伴うさまざまな社会問題も顕在化しています。 高齢者が自分の望む人生をいきいきと送るためには、介護などを要しない健康である期間(健康寿命)をできるだけ長く保つことが重要であり、市民と行政が一体となって介護予防を推進するとともに、高齢者の見守りなど孤立化を防ぐ取組を進めます。 また、高齢者が自分の知識や経験を活かし、地域社会の担い手として参画することにより、いきがいある暮らしを実現するための支援に取り組みます。 さらに、介護が必要な人やその家族にとっても住み慣れた地域で安心して生活を送れるように、介護システムの充実に向けた取組を進めます。					
款	03 民生費	政策	01 いきいき安心の高齢社会づくり							
項	01 社会福祉費	施策	03 いきいき高齢者のまちづくり							
目	04 老人福祉費	区分	01 生活支援サービスの充実							

2 事業の根拠・性格

法律・政令・省令	老人福祉法、介護保険法、民法等	法定受託事務
県条例・規則・要綱等	高知県地域支え合い体制づくり事業費補助金交付要綱(23年度)	
市条例・規則・要綱等	高知市成年後見制度に係る市長審判請求手続等に関する要綱	
その他(計画、覚書等)		

3 事業の目的・内容等

対象	誰(何)を対象に	認知症高齢者等、成年後見制度の利用の必要な方やその家族、関係機関等				
意図	どのような状態にしていくのか	①初期相談窓口②申請書類の作成に関するアドバイス③裁判所への申立手続きの支援④市長申立事務代行⑤後見人への支援(市民後見人の養成も含む)といった業務を中心とする総合的な成年後見支援業務を行う				
手段	事業実施体制等	高知県の補助金を活用し、「高知市成年後見サポートセンター」設置に係り、高知市社会福祉協議会に対して補助を行う(24年度以降は市単事業として運営補助を行う) <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td>事業開始年度</td> <td>平成23年度</td> </tr> <tr> <td>事業終了年度</td> <td>-</td> </tr> </table>	事業開始年度	平成23年度	事業終了年度	-
事業開始年度	平成23年度					
事業終了年度	-					
活動内容	どのような事業活動を行うのか	成年後見等の申し立て件数は全国で増加傾向にあり、高知市においても高齢者支援センターや各関係機関を通じて成年後見に関する相談が数多く寄せられており、成年後見制度の利用に関するニーズが増加している。しかし、現状では高知市長による市長申立て事務に限定されており、相談者が成年後見申立てにおける書類作成から手続きに至るまでの包括的アドバイスに関して、迅速な対応が困難であった。これらのことから、総合的な成年後見機関として「成年後見サポートセンター」の設置が必要となったため、成年後見支援業務を先行しておこなっている高知市社会福祉協議会に対し、補助をおこない、成年後見支援体制の充実を図る。				
成果指標	事業目的の成果を測る指標		指標設定の考え方			
	A	市長申立件数	成年後見制度の周知により、成年後見の審判請求に係る市長申立件数が増加しているか			
	B	成年後見に係る新規相談件数	上記を含む相談件数が、増加しているか			
	C					

4 事業の実績等

			21年度(実績)	22年度(実績)	23年度(実績)	24年度(計画)	備考欄	
成果指標	A	市長申立件数	目標	-	-	-	-	数値での表示は困難であるが、少子高齢化の進行及び認知症高齢者の増加を反映し、市民ニーズは増加している。24年度については、8月末までの市長申立件数4件、準備中の件数14件及び7月末までの新規相談件数188件となっている。
		実績		4	5	11		
	B	成年後見に係る新規相談件数	目標	-	-	-	-	
		実績		61	66	111		
C		目標						
	実績							
投入コスト	① 事業費	財源内訳	決算額(千円)			5,000	7,390	平成23年度については、県の補助金(10/10)を活用して「成年後見サポートセンター」の設置準備を行い、平成24年4月1日に同センターを開所。24年度からは市単事業。
			国費(千円)					
			県費(千円)			5,000		
			市債(千円)					
			その他(千円)					
			一般財源(千円)	0	0		7,390	
	翌年度への繰越額(千円)							
	② 概算人件費等	人件費等(千円)	正規職員	0	0	10,800	14,800	認知高齢者の増加に伴い、施設入所に際しての家族からの相談や、入所者に係る施設や医療機関等からの相談が増加しており、また、相談内容が複雑化している。絶対的な業務量が増えており、成年後見制度の周知に伴い、地域高齢者支援センターでの相談件数も増えることが想定される。
			その他	0	0	10,800	14,800	
			人役数(人)			1.50	2.00	
		正規職員			1.50	2.00		
		その他						
	総コスト=①+②(千円)	0	0	15,800	22,190			
市民1人当たりコスト(円)	0	0	47		総コスト/年度末人口			
年度末住民基本台帳人数(人)	339,714	339,130	337,875					

5 成果指標で表せない事業成果・市民満足度・その他課題点等

他法他施策の活用検討を要する相談や経済的虐待の危惧があり急を要する相談、医療機関や介護施設等との連携が必要な相談等、相談内容が複雑化して、業務量が増えている。また、入所者の処遇に係る施設からの相談等関係機関からの相談も多岐にわたっており、職員の負担も年々大きくなり、専門職による対応の必要性が増大している。特に、市長申立については、身内との関わりが薄く必要な情報が得られない、あるいは、身内との関係性が悪くて協力が求められない等、対応に苦慮することも多い。

6 1次評価（所属長評価）

評価日（平成 24 年 9 月 3 日）

評価項目		評価基準	1次	平均点数	評価内容の説明	
事業実施の必要性	① [施策体系等での位置付け] 事業の実施が市の総合計画・実施計画・市長マニフェスト等の目標達成に結びつくか、又は、事業の根拠等に結びつくか	A (5) 結びつく B (3) 一部結びつく C (1) あまり結びつかない D (0) 結びつかない	B	4.0	少子高齢化の進行及び認知高齢者の増加を反映し、市民ニーズは増加している	
	② [市民ニーズの傾向] 事業の実施に対する市民のニーズ（需要量）の傾向はどうか	A (5) 非常に多い、急増している B (3) 横ばいである C (1) 少ない、減少している D (0) ほとんどない				A
事業内容の有効性	③ [成果の達成状況] 事業の成果指標の達成状況は順調か	A (5) 十分に達成している B (3) 概ね達成している C (1) あまり順調ではない D (0) 十分な成果を望めない	A	5.0		認知高齢者の増加に伴い、施設入所に際しての家族からの相談や、入所者に係る施設や医療機関等からの相談が増加しており、また、相談内容が複雑化している。
	④ [事業の手法・活動内容] 事業成果の向上のための手法・活動内容の妥当性	A (5) 妥当である B (3) 概ね妥当である C (1) 検討の余地がある D (0) 見直しが必要である	A			
事業実施の効率性	⑤ [アウトソーシングの可能性] 事業の実施にかかる民間活力利用の可能性	A (5) 実施済・できない B (3) 行政主体が望ましい C (1) 検討の余地はある D (0) 十分可能である	A	5.0	市長申立については行政権限であるため、アウトソーシングできない。	
	⑥ [事業統合・連携・コスト削減] 類似事業との統合・連携やコスト削減の可能性	A (5) 現状が望ましい・できない B (3) 概ね効率的にできている C (1) 検討の余地がある D (0) 十分可能である	A			
事業実施の公平性	⑦ [受益者の偏り] 事業の受益者が特定の個人(団体)等に偏りがなく公平性が保たれているか	A (5) 極めて公平性が高い B (3) 概ね保たれている C (1) 偏っている D (0) 公平性を欠いている	A	5.0		公共の福祉を担い、認知高齢者等への権利擁護事業の実施主体でもある高知市社会福祉協議会が設置した「成年後見サポートセンター」に対する補助事業であり、公平かつ適正に実施している。23年度は設置準備に係る経費について補助金を交付。
	⑧ [受益者負担の適正化] 事業実施の財源として、受益者負担割合（一般財源負担割合）は妥当か。補助金等交付事業の場合、対象経費は妥当か。	A (5) 適正な負担割合である B (3) 概ね適正な負担割合である C (1) 検討の余地がある D (0) 検討すべきである	A			
総合点	19.0	総合評価	○ A 事業継続 (総合点が16点以上で、各項目の平均点数がいずれも2点を超える場合)			
			B 経費削減に努め事業継続 (総合点が12点以上16点未満で、各項目の平均点数がいずれも2点を超える場合)			
			C 事業縮小・再構築の検討 (総合点が4点以上12点未満 又は 各項目の平均点数のいずれかで2点以下がある場合)			
			D 事業廃止・凍結の検討 (総合点が4点未満 又は 各項目の平均点数のいずれかで1点以下がある場合)			

7 2次評価（部局長評価）

評価日（平成 24 年 9 月 6 日）

総合評価	評価理由・今後の方向性等
○ A 事業継続	一次評価のとおり
B 経費削減に努め事業継続	
C 事業縮小・再構築の検討	
D 事業廃止・凍結の検討	

8 特記事項